

議案第 1 2 2 号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「幼児等」を「幼児」に、「満 9 歳」を「満 6 歳」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「乳児及び幼児等」を「乳児、幼児及び児童」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 この条例において「児童」とは、満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者をいう。

第 4 条第 1 項第 1 号中「幼児等」を「幼児及び児童」に改める。

第 6 条中「市長は」の次に「、次項の場合を除き」を、「額を除く。」の次に「次項において同じ。」を、「控除した額」の次に「（次項において「控除後の額」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者（基準日から翌年の 8 月 3 1 日までの間に受けた医療について、その者の保護者が当該基準日の属する年度分

の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割が課されていない者（同法第323条の規定により当該市町村民税所得割を免除された者その他規則で定める者を含むものとし、当該市町村民税所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者を除く。）の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付（入院又は薬剤の支給に係るものを除く。）が行われた場合における医療費のうち、控除後の額から1回の診療又は手当につき500円（控除後の額が500円に満たない場合には、当該控除後の額）を控除した額を助成する。

第7条第1項中「手当て」を「手当」に改め、同条第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げるとともに、引上げに係る助成対象者について一定の自己負担額を超えた額を助成することとすること等のため、この条例を制定するものである。